

今回のテーマ：36協定書の様式が変更される？！

Q. 働き方改革により36協定の様式や記載内容も変更になると聞きました。いつから変更になりますか？

A. 働き方改革関連法に伴い労働基準法が改正されます。その中で、36協定書の様式が変わります。まず、運送業や建設業、医師等以外の業種では、特別条項における残業時間の厳格な上限規制の導入や健康福祉確保措置など、大きく内容が変更されることに伴い36協定書も大きく変わります。

しかしながら、運送業や建設業、医師等に関しては「適用猶予事業」というくくりになっており、労働時間の規制が大きく変更される可能性があるのは5年後であり、その際に36協定書も大きく変わるかもしれませんが当面は「様式第9号の4」を使用し内容については従来と変更ありません。

ただ、新様式を使用するのは2019年4月1日(中小企業の場合、2020年4月1日)“以後の期間のみ”を定めている36協定からです。ゆえに、例えばですが中小企業の場合で36協定の施行日が毎年1月1日の場合、新様式を使用するのは、2021年1月1日からとなります。

新様式の使用は、2020年4月1日“以後の期間のみ”を定めている36協定からです！ *中小企業の場合

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP http://www.office-kojitani.com/



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール
滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。
日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！